議案第６３号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和　４　年１２月　６　日提出

七飯町長　杉　原　　太

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（七飯町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第１条　七飯町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１７年条例第４２号）の一部を次のように改正する。

第３条中「第２８条の５第１項」を「第２２条の４第１項」に改める。

（職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正）

第２条　職員の分限についての手続及び効果に関する条例（昭和２６年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「基き」を「基づき」に、「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

附則を附則第１項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び２項を加える。

（降給に関する経過措置）

２　職員の給与に関する条例（昭和２４年条例第７号）附則第２項の規定に基づく措置及び規則その他の規程に基づく法附則第２６項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第２７条第２項に規定する職員の意に反する降給とする。

３　前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例）

第３条　職員の定年等に関する条例（昭和５８年条例第５号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第１章　総則（第１条）

第２章　定年制度（第２条―第５条）

第３章　管理監督職勤務上限年齢制（第６条―第１１条）

第４章　定年前再任用短時間勤務制（第１２条・第１３条）

第５章　雑則（第１４条）

附則

第１章　総則

第１条中「昭和２５年法律第２６１号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第２８条の２第１項から第３項まで及び第２８条の３」を「第２２条の４第１項及び第２項、第２２条の５第１項、第２８条の２、第２８条の５、第２８条の６第１項から第３項まで並びに第２８条の７」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第２章　定年制度

第３条中「６０年」を「６５年」に改める。

第４条第１項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に改め、「ときは」の次に「、同条の規定にかかわらず」を加え、「その職員」を「当該職員」に、「当該職務」を「当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第９条各項の規定により異動期間（同条第１項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第１項又は第２項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第６条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第９条第１項又は第２項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて町長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して３年を超えることができない。

第４条第１項第１号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の

次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第２号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第３号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第２項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「１年」を「これらの期限の翌日から起算して１年」に改め、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第３項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第４項中「任命権者は」の次に「、第１項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第２項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第１項の事由が存しなくなつた」を「第１項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の３章を加える。

第３章　管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第６条　法第２８条の２第１項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

（１）職員の給与に関する条例（昭和２４年条例第７号）第１４条の３第１項に規定する職

（２）七飯町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和５１年条例第１５号）第４条に規定する職

（管理監督職勤務上限年齢）

第７条　法第２８条の２第１項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢６０年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第８条　任命権者は、法第２８条の２第４項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第１３条、第１５条、第２３条の３、第２７条第１項及び第５６条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

（１）当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第１５

条の２第１項第５号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。

（２）人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

（３）当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第１号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第９条　任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の４月１日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

（１）当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

（２）当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

（３）当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

２　任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内（当該期間

内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して３年を超えることができない。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第１０条　任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第１１条　任命権者は、第９条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第４章　定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第１２条　任命権者は、年齢６０年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢６０年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の１週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の１週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢６０年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第１３条　任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（町が加入する地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８４条第１項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢６０年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

２　前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第５章　雑則

（委任）

第１４条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の２項を加える。

（定年に関する経過措置）

３　令和５年４月１日から令和１３年３月３１日までの間における第３条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「６５年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和５年４月１日から令和７年３月３１日まで	６１年
令和７年４月１日から令和９年３月３１日まで	６２年
令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで	６３年
令和１１年４月１日から令和１３年３月３１日まで	６４年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

４　任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢６０年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢６０年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとし、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第４条　職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和２６年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第３条中「６月以下」を「６月以下の期間、その発令の日に受ける」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の１０分の１に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第５条　職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成６年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「第２８条の５第１項」を「第２２条の４第１項又は第２２条の５第１項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第３条、第４条第２項及び第１２条第１項第１号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第６条　職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条に次に１号を加える。

（３）職員の定年等に関する条例第９条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第１０条に次の１号を加える。

（３）職員の定年等に関する条例第９条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（公益的法人等への七飯町職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第７条　公益的法人等への七飯町職員の派遣等に関する条例（平成１５年条例第３６号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第１号中「第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項」を「第２２条の４第１項又は第２２条の５第１項」に改め、同項第２号中「第２８条の５第１項」を「第２２条の４第１項」に改め、同項中第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

（５）職員の定年等に関する条例第９条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第８条　職員の給与に関する条例（昭和２４年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第６条の２を次のように改める。

（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）

第６条の２　法第２２条の４第１項又は第２２条の５第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第１項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第２条第３項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条

第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第９条の４第１項第１号中「道路（以下」の次に「この項及び次項において」を、「料金（以下」の次に「この項及び次項において」を加え、「あつて」を「あって」に改め、同項第２号中「以下」の次に「この条において」を加え、「あつて」を「あって」に改め、同条第２項第１号本文中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第３号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第２号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第３号中「その者」を「当該職員」に改める。

第１２条第１項、第３項及び第４項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第５項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第１４条の４第２項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第５項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第１４条の７第１項中「１２月１日」の次に「（以下この項から第３項までにおいて「基準日」という。）」を加え、同条第２項各号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第１７条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第９条から」を「第６条第２項から第８項まで、第９条から」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則を附則第１項とし、附則に次の見出し及び７項を加える。

（定年の引上げに伴う給与に関する特例措置）

２　当分の間、職員の給料月額は、当該職員が６０歳に達した日以後における最初の４月１日（附則第４項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第６条第１項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第２項、第４項及び第５項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。

３　前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（１）臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

（２）職員の定年等に関する条例（昭和５８年条例第５号）第９条第１項又は第２項の規定により法第２８条の２第１項に規定する異動期間（同条例第９条第１項又は第２項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条

例第６条に規定する職を占める職員

（３）職員の定年等に関する条例第４条第１項又は第２項の規定により勤務している職員（同条例第２条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

４　法第２８条の２第４項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第６項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第２項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第２項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

５　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第６条第１項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第６条第１項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

６　異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第２項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第４項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前２項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

７　附則第４項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第２項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前３項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

８　附則第２項から前項までに定めるもののほか、附則第２項の規定による給料月額、附則第４項の規定による給料その他附則第２項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第５条関係）

職員の区分	職務の級 / 号俸	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100

	26	186, 900	239, 400	271, 200	312, 400	340, 500	369, 600	417, 600
	27	188, 500	240, 700	272, 900	314, 400	342, 400	371, 600	419, 100
	28	190, 200	241, 900	274, 600	316, 400	344, 300	373, 600	420, 700
	29	191, 700	243, 100	276, 200	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300
	30	193, 400	244, 100	277, 900	320, 100	347, 800	376, 900	423, 600
	31	195, 200	245, 100	279, 700	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900
	32	196, 900	246, 100	281, 200	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100
	33	198, 500	247, 200	282, 400	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300
	34	199, 900	248, 100	284, 100	327, 500	355, 200	383, 500	428, 600
	35	201, 400	249, 000	285, 700	329, 400	357, 000	385, 000	429, 900
	36	202, 900	250, 000	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100
	37	204, 200	250, 900	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300
	38	205, 500	252, 200	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100
	39	206, 700	253, 400	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900
	40	208, 000	254, 700	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700
	41	209, 300	256, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300
	42	210, 600	257, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000
	43	211, 900	258, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700
	44	213, 200	259, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400
	45	214, 300	260, 900	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200
	46	215, 600	262, 100	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000
	47	216, 900	263, 400	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400
	48	218, 200	264, 500	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100
	49	219, 200	265, 600	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600
	50	220, 300	266, 600	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000
	51	221, 300	267, 800	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400
	52	222, 300	268, 900	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800
	53	223, 300	269, 900	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200
	54	224, 200	270, 900	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600
	55	225, 100	272, 000	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000
	56	226, 000	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300
	57	226, 300	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600
	58	227, 100	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000
	59	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300

60	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600
61	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900
62	230, 000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	
63	230, 700	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400	
64	231, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	
65	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000	
66	232, 500	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300	
67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	
68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	
69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	
70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400	
71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700	
72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000	
73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	
74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500	
75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800	
76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000	
77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200	
78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500	
79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800	
80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000	
81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200	
82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500	
83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800	
84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000	
85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200	
86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300		
87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600		
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800		
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000		
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300		
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600		
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800		
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000		

	94		294, 900	342, 600				
	95		295, 200	343, 100				
	96		295, 600	343, 500				
	97		295, 800	343, 700				
	98		296, 100	344, 100				
	99		296, 500	344, 500				
	100		296, 900	344, 800				
	101		297, 100	345, 100				
	102		297, 400	345, 500				
	103		297, 800	345, 900				
	104		298, 100	346, 300				
	105		298, 300	346, 800				
	106		298, 600	347, 200				
	107		299, 000	347, 600				
	108		299, 300	348, 000				
	109		299, 500	348, 500				
	110		299, 900	348, 900				
	111		300, 300	349, 200				
	112		300, 600	349, 500				
	113		300, 800	350, 000				
	114		301, 000					
	115		301, 300					
	116		301, 700					
	117		301, 900					
	118		302, 100					
	119		302, 400					
	120		302, 700					
	121		303, 100					
	122		303, 300					
	123		303, 600					
	124		303, 900					
	125		304, 200					
定		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料

年前再任用短時間勤務職員		月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
		円	円	円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	—	—	—

（七飯町職員の旅費に関する条例の一部改正）

第９条　七飯町職員の旅費に関する条例（平成１１年条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２８条の５第１項」を「第２２条の４第１項」に改める。

（七飯町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第１０条　七飯町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和５１年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「第２８条の５第１項」を「第２２条の４第１項」に改める。

第２０条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第２８条の４第１項、第２８条の５第１項若しくは第２８条の６第１項若しくは第２項」を「第２２条の４第１項若しくは第２２条の５第１項」に改める。

（七飯町職員の再任用に関する条例の廃止）

第１１条　七飯町職員の再任用に関する条例（平成２５年条例第２４号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、附則第１２条の規定は、公布の日から施行する。

（定義）

第２条　この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）令和３年改正法　地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）をいう。

（２）暫定再任用職員　令和３年改正法附則第４条第１項若しくは第２項、第５条第１項若しくは第３項、第６条第１項若しくは第２項又は第７条第１項若しくは第３項の規定により採用された職員をいう。

（３）暫定再任用短時間勤務職員　令和３年改正法附則第６条第１項若しくは第２項又は第７条第１項若しくは第３項の規定により採用された職員をいう。

（４）定年前再任用短時間勤務職員　地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の４第１項又は第２２条の５第１項の規定により採用された職員をいう。

（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例に伴う勤務延長に関する経過措置）

第３条　任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第３条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第４条第１項又は第２項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第３条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第４条第１項各号に掲げる事由があると認めるときは、町長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して１年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第２条に規定する定年退職日の翌日から起算して３年を超えることができない。

２　任命権者は、基準日（施行日、令和７年４月１日、令和９年４月１日、令和１１年４月１日及び令和１３年４月１日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の３月３１日までの間、基準日における新条例定年（新条例第３条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第３条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第３条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の３月３１日までの間に新条例第４条第１項若しくは第２項の規定、令和３年改正法附則第３条第５項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定

年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第３条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

３　新条例第４条第３項から第５項までの規定は、第１項の規定による勤務について準用する。

（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第４条　任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢６５年に達する日以後における最初の３月３１日（以下この条から附則第７条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第３条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第１項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

（１）施行日前に旧条例第２条の規定により退職した者

（２）旧条例第４条第１項若しくは第２項、令和３年改正法附則第３条第５項又は前条第１項の規定により勤務した後退職した者

（３）２５年以上勤続して施行日前に退職した者（前２号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して５年を経過する日までの間にある者

（４）２５年以上勤続して施行日前に退職した者（前３号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して５年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和３年改正法による改正前の地方公務員法第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第１項若しくは第２項、附則第６条第１項若しくは第２項又は附則第７条第１項若しくは第２項の規定により採用することをいう。次項第６号において同じ。）をされたことがある者

２　令和１４年３月３１日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で

定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

（１）施行日以後に新条例第２条の規定により退職した者

（２）施行日以後に新条例第４条第１項又は第２項の規定により勤務した後退職した者

（３）施行日以後に新条例第１２条の規定により採用された者のうち、令和３年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第２２条の４第３項に規定する任期が満了したことにより退職した者

（４）施行日以後に新条例第１３条第１項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第２２条の５第３項において準用する新地方公務員法第２２条の４第３項に規定する任期が満了したことにより退職した者

（５）２５年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して５年を経過する日までの間にある者

（６）２５年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して５年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

３　前２項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、１年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前２項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

４　暫定再任用職員（第１項若しくは第２項、次条第１項若しくは第２項、附則第６条第１項若しくは第２項又は附則第７条第１項若しくは第２項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

５　任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第５条　任命権者は、前条第１項の規定によるほか、組合（町が加入する地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８４条第１項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第７条において同じ。）における前条第１項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前

の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

２　令和１４年３月３１日までの間、任命権者は、前条第２項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

３　前２項の場合においては、前条第３項から第５項までの規定を準用する。

第６条　任命権者は、新地方公務員法第２２条の４第４項の規定にかかわらず、附則第４条第１項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第１２条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第１項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

２　令和１４年３月３１日までの間、任命権者は、新地方公務員法第２２条の４第４項の規定にかかわらず、附則第４条第２項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第２項及び附則第１１条において同じ。）に達している者（新条例第１２条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

３　前２項の場合においては、附則第４条第３項から第５項までの規定を準用する。

第７条　任命権者は、前条第１項の規定によるほか、新地方公務員法第２２条の５

第３項において準用する新地方公務員法第２２条の４第４項の規定にかかわらず、組合における附則第４条第１項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

２　令和１４年３月３１日までの間、任命権者は、前条第２項の規定によるほか、新地方公務員法第２２条の５第３項において準用する新地方公務員法第２２条の４第４項の規定にかかわらず、組合における附則第４条第２項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第１３条第１項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

３　前２項の場合においては、附則第４条第３項から第５項までの規定を準用する。

（令和３年改正法附則第８条第３項の条例で定める職及び年齢）

第８条　令和３年改正法附則第８条第３項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

（１）施行日以後に新たに設置された職

（２）施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

２　令和３年改正法附則第８条第３項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第３条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和３年改正法附則第８条第４項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第２２条の４第４項の条例で定める職及び年齢）

第９条　令和３年改正法附則第４条から第７条までの規定が適用される場合における令和３年改正法附則第８条第４項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第２２条の４第４項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

（１）施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

（２）施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

２　令和３年改正法附則第４条から第７条までの規定が適用される場合における令和３年改正法附則第８条第４項の規定により読み替えて適用する法第２２条の４第４項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその

職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第１０条　令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第４条から第７条までの規定が適用される間における各年の４月１日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

（１）基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

（２）基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

２　令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

３　令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職員は、第１項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第１１条　任命権者は、基準日（令和７年４月１日、令和９年４月１日、令和１１年４月１日及び令和１３年４月１日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の３月３１日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第３条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第１２条に規定する年齢６０年以上退職者となった者（基準日前から新条例第４条第１項又は第２項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新条例第１２条又は第１３条第１項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第１２条又は

第１３条第１項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和３年改正法附則第２条第３項に規定する条例で定める年齢）

第１２条　令和３年改正法附則第２条第３項に規定する条例で定める年齢は、年齢６０年とする。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第１３条　暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第５条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

（公益的法人等への七飯町職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第１４条　暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第７条の規定による改正後の公益的法人等への七飯町職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。

（職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第１５条　暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第５条第１項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第６条第１項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

２　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１０条第１項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第２条第２項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

３　暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第５条第１項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第６条第１項の規定により当該暫定再任用短時間

勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第２条第３項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

４　暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第８条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第９条の４第２項、第１２条第５項及び第１４条の４第５項の規定を適用する。

５　新給与条例第１４条の７第１項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第２項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第１号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第４条第１項若しくは第２項、第５条第１項若しくは第３項、第６条第１項若しくは第２項又は第７条第１項若しくは第３項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第２号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

６　職員の給与に関する条例第６条第２項から第８項まで、第９条から第９条の３まで、第９条の５、第１３条の２、第１４条の２及び第１４条の３の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

７　新給与条例附則第２項から第８項までの規定は、令和３年改正法附則第３条第５項又は第６項の規定により勤務している職員には適用しない。

（七飯町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第１６条　七飯町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第４条から第６条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（調整規定）

第１７条　この条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和４年条例第２４号）に同一の条例の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。